八王子市災害り災者救護条例等

1 八王子市災害り災者救護条例

昭和49年9月30日

条例第57号

改正 昭和50年3月31日条例第18号 昭和50年7月5日条例第29号 昭和52年3月31日条例第13号 昭和53年6月20日条例第28号 昭和55年9月22日条例第38号 昭和56年3月11日条例第3号 昭和56年6月12日条例第35号 昭和57年12月13日条例第40号 昭和62年3月14日条例第2号 平成3年12月21日条例第58号 平成19年3月3日条例第1号 平成19年3月1日条例第3号 平成24年3月8日条例第8号 平成28年2月26日条例第7号 平成30年3月6日条例第5号

平成31年3月27日条例第12号 令和2年3月27日条例第14号

八王子市災害り災者救護条例(昭和47年八王子市条例第40号)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、暴風、豪雨、火事等による災害を受けた市民に対し市が救護を行い、 り災者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事、爆発その他の人為的な原因(交通事故を除く。)により被害が生ずることをいう。
 - (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。
 - (3)法 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)をいう。
 - (4) 令 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)をいう。

(救護の種類)

- 第3条 第1条の規定による救護の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 災害見舞金の支給
- (2) 災害弔慰金の支給
- (3) 生活必需品の支給
- (4) 学用品代の支給
- (5) 災害援護資金の貸付け
- (6) 災害復旧資金の融資のあつ旋並びにその債務保障及び利子補給
- 第2章 災害見舞金及び災害弔慰金の支給

(災害見舞金の支給)

- 第4条 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用基準に達しない災害により住居又は身体に次の各号に掲げる被害を受けた市民に対し、当該各号に掲げる災害見舞金を支給する。
 - (1)全壊又は全焼 1世帯につき10万円
 - (2) 半壊又は半焼 1世帯につき5万円
 - (3) 床上浸水(土砂の堆積等により一時的に使用できない状態となつたものを含む。第4 項第3号において同じ。) 1世帯につき2万円

- (4) 1月以上の入院治療を要する傷病 1人につき3万円
- 2 災害救助法の適用基準に達しない災害により市が所有する土地から土砂が流出した場合 において、当該土砂により住居に次の各号に掲げる被害を受けた市民に対し、当該各号に 掲げる災害見舞金を支給する。
- (1) 全壊 1世帯につき100万円
- (2) 半壊 1世帯につき50万円
- (3) 一部損壊であつて土砂の堆積により一時的に使用できない状態となつたもの 1世帯 につき30万円
- 3 前項に規定する災害見舞金の支給を受ける市民に対しては、第1項第1号から第3号までに規定する災害見舞金は支給しない。
- 4 災害救助法の適用基準に達する災害(市長が認めるものに限る。次項において同じ。) により住居又は身体に次の各号に掲げる被害を受けた市民に対し、当該各号に掲げる災害 見舞金を支給する。
- (1)全壊又は全焼 1世帯につき10万円
- (2) 半壊又は半焼 1世帯につき5万円
- (3) 床上浸水 1世帯につき2万円
- (4) 1月以上の入院治療を要する傷病 1人につき3万円
- 5 災害救助法の適用基準に達する災害により市が所有する土地から土砂が流出した場合に おいて、当該土砂により住居に次の各号に掲げる被害を受けた市民に対し、当該各号に掲 げる災害見舞金を支給する。
- (1) 全壊 1世帯につき100万円
- (2) 半壊 1世帯につき50万円
- (3) 一部損壊であつて土砂の堆積により一時的に使用できない状態となつたもの 1世帯 につき30万円
- 6 前項に規定する災害見舞金の支給を受ける市民に対しては、第4項第1号から第3号までに規定する災害見舞金は支給しない。
- 第5条 令第1条に規定する災害により市民が負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある市民 (以下「障害者」という。)に対し、次の各号に掲げる額の災害見舞金(以下「災害障害 見舞金」という。)を支給する。
 - (1)障害者が負傷し、又は疾病にかかつた当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合 250万円
 - (2)前号以外の場合125万円

(災害弔慰金の支給)

- 第6条 令第1条に規定する災害により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、次の 各号に掲げる遺族の区分に応じ、当該各号に掲げる額の災害弔慰金を支給する。ただし、 死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これ らの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
 - (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族 500 万円
 - (2) 前号に該当する遺族以外の遺族 250万円
- 2 前項に規定する災害を除く災害により市民が死亡したとき(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第1項に規定する犯罪行為により死亡した場合を除く。)は、その者の遺族に対し、100万円の災害弔慰金を支給する。ただし、災害の発生原因等から市長が特に必要と認めるときは、これを増額することができる。(災害弔慰金を支給する遺族)
- 第7条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- 工 孫
- 才 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。) があるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項 の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あると きは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(死亡の推定)

第8条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の 規定によるものとする。

(支給の制限)

- 第9条 災害障害見舞金及び災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。
 - (1) 当該障害者の障害及び死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
 - (2) 令第2条(災害障害見舞金にあつては、令第2条の3において準用する令第2条) に規定する場合
- 第3章 生活用品の支給

(生活必需品の支給)

- 第10条 災害救助法の適用基準に達しない災害により生活上必要な家財を喪失又はき損し、 直ちに日常生活を営むことが困難な市民に対し、被害の状況に応じ、次の各号に掲げる品 目の範囲内において生活必需品を支給する。
 - (1) 衣類
 - (2) 炊事用具
 - (3)日用品
 - (4) その他市長が必要と認める必需品

(学用品代の支給)

- 第11条 災害救助法の適用基準に達しない災害により次の各号に掲げる通学用品等を喪失 又は毀損し、就学上支障を生じた小学校児童及び中学校生徒(義務教育学校の前期課程及 び特別支援学校の小学部の児童並びに義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程 及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。)を扶養する市民に対し、当該各号に掲げる学 用品代を支給する。
 - (1) 通学用品 3万5,000円
 - (2) 文房具 1万5,000円
- 第4章 災害援護資金の貸付け等

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の 市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行 う。
- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するも のでなければならない。
- (災害援護資金の限度額等)

- 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2)世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
- エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円
- (3)第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつ こ書の場合は、5年)とする。

(利率及び保証人)

- 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントを上限とし、市規則で定める率とする。
- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、 その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

- 第15条 災害援護資金は、年賦、半年賦又は月賦により償還する。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、繰上償還することができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、 第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとす る。

(災害復旧資金の融資あつ旋及び債務の保証等)

- 第16条 災害救助法の適用基準に達しない災害により第4条第1号から第3号までのいず れかに該当する被害を受けた市民に対し、500万円を限度として、災害復旧のための融 資のあつ旋及び当該融資に係る債務の保証を行う。
- 2 前項の規定により資金の融資を受けた者の償還利率が、市長が別に定める年利を超える場合には、延滞の場合を除き、当該超える部分の利率に相当する利子を補助する。

第5章 補則

(八王子市災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

- 第17条 第4条から第6条までの災害見舞金(住居への被害に係るものを除く。)及び災害用慰金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、八王子市災害 市慰金等支給審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。
- 2 審査委員会は、委員7人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、市規則 で定める。

(支給等の制限)

第18条 第5条及び第6条に規定する救護のほか、災害が被害者の故意又は重大な過失に よるものである場合には、この条例に規定する救護を行わないことができる。

(被害程度の認定)

第19条 この条例に規定する被害程度の認定は、市長が行う。

(委任)

第20条 災害見舞金等の支給その他この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日以降に生じた災害から適用する。
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律 第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災に より著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関 する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下 「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸 付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」 とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」 と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント(保証人を立てる場 合にあつては無利子)」とする。
- 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の 規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第 13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

附 則(昭和50年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年7月5日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日以降に生じた災害から適用する。

附 則(昭和52年3月31日条例第13号)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市災害り災者救護条例(以下「改正後の条例」という。) 第5条第1項及び第12条第1項の規定は昭和51年9月7日以降に生じた災害から、改 正後の条例第4条、第5条第2項及び第10条の規定は昭和52年4月1日以降に生じた 災害から適用する。
- 附 則(昭和53年6月20日条例第28号)
- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八王子市災害り災者救護条例の 規定は、昭和53年1月14日以降に生じた災害から適用する。
- 附 則(昭和55年9月22日条例第38号)
- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八王子市災害り災者救護条例の 規定は、昭和55年8月16日以降に生じた災害から適用する。
- 附 則(昭和56年3月11日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則(昭和56年6月12日条例第35号)
- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八王子市災害り災者救護条例の 規定は、昭和55年12月14日以降に生じた災害から適用する。
- 附 則(昭和57年12月13日条例第40号)
- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八王子市災害り災者救護条例第 5条及び第9条の規定は、昭和57年7月10日以降に生じた災害により負傷し又は疾病 にかかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。
- 附 則(昭和62年3月14日条例第2号)
- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八王子市災害り災者救護条例第 13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯

の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年12月21日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八王子市災害り災者救護条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により 負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第 6条第1項の規定は当該災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給につい て、改正後の条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を 受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成4年3月31日条例第14号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に生じた災害に係る災害見舞金、災害弔慰金及び学用品代の支給並び に災害復旧のための融資のあっ旋及び当該融資に係る債務の保証については、なお従前の 例による。

附 則(平成15年3月3日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月1日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月8日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則(平成28年2月26日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月6日条例第5号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市災害り災者救護条例(以下「新条例」という。)第4 条第2項及び第3項の規定は、平成29年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた 市民に対する災害見舞金の支給について適用する。
- 3 この条例による改正前の八王子市災害り災者救護条例(以下「旧条例」という。)第4 条第1号から第3号までの規定により災害見舞金の支給を受けた市民に対し、当該災害見 舞金に係る災害につき、新条例第4条第2項の規定により支給する災害見舞金の額は、同 項各号に規定する額から旧条例第4条第1号から第3号までの規定により支給した災害見 舞金の額を差し引いた額とする。

附 則(平成31年3月27日条例第12号)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市災害り災者救護条例第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月27日条例第14号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 八王子市災害り災者救護条例施行規則

昭和49年10月14日

規則第61号

改正 昭和58年1月20日規則第1号 平成元年3月31日規則第8号

平成3年2月4日規則第2号 平成14年12月27日規則第79号

平成24年3月8日規則第5号 平成25年3月8日規則第2号

平成31年3月28日規則第29号 令和2年3月30日規則第32号

令和3年5月31日規則第42号 令和3年6月18日規則第65号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、八王子市災害り災者救護条例(昭和49年八王子市条例第57号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害見舞金及び災害弔慰金の支給

(認定)

第2条 市長は、条例第4条の規定による被害の程度の認定については、消防署の公表及び 認定を参考とするものとする。ただし、同条第4号の規定によるものについては、入院先 である医療機関の診断書を参考とするものとする。

(災害障害見舞金の支給の手続)

- 第3条 市長は、条例第5条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。
 - (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
 - (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
 - (3) 障害の種類及び程度に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
 - (災害障害見舞金の支給に関する必要書類の提出)
- 第4条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、 負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
- 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別 紙様式第1号)を提出させるものとする。

(災害弔慰金の支給の手続)

- 第5条 市長は、条例第6条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の 調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。
 - (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
 - (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
 - (3) 死亡者の遺族に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
 - (災害弔慰金の支給に関する必要書類の提出)
- 第6条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被 災証明書を提出させるものとする。
- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。
- 第3章 災害援護資金の貸付け

(利率)

第7条 条例第14条第1項の市規則で定める率は、保証人を立てる場合は年0パーセント、

保証人を立てない場合は年1.5パーセントとする。

(借入れの申込)

- 第8条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を市長に提出しなければならない。
 - (1)借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2)貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3)貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1)世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2)被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市区町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第9条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

- 第10条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別紙様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第11条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書) (別紙様式第5号) に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第12条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第13条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及び これに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第14条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別紙様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

- 第15条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようと する理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第7号) を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(別紙様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様 式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第16条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間 及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別紙様式第11号)を当 該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙 様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

- 第17条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請書」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第13号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式 第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第18条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行する ものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第19条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に氏名等変更届(別紙様式第16号)を 提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(審査委員会の組織及び運営)

- 第20条 条例第17条第3項の規定による八王子市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員(以下「委員」という。)の構成は、次に掲げる基準によるものとする。
 - (1) 医師 2人以内
 - (2) 弁護士 1人
 - (3) その他市長が必要と認める者 4人以内
- 2 審査委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審査委員会は、市長が招集する。
- 6 審査委員会の会議は、会長が議長となる。
- 7 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 審査委員会の会議は、非公開とする。
- 10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 11 審査委員会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。
- 12 前各項に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、会長が審査委員会に諮って定める。

第21条 この規則に定めるもののほか、救護について必要な事項は、別に定める。 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和49年9月1日からこの規則の施行日の前日までの間になされた申込みその他の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとする。
- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律 第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大 震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行 等に関する政令(平成23年政令第131号)第14条第1項に定めるものに対する災害 援護資金の貸付けに係る第8条第2項第2号の規定の適用については、同号中「被害を受 けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々 年とする。以下この号において同じ。)」とあるのは「平成21年(平成23年の所得が 平成21年の所得を下回る場合にあつては、平成23年とする。以下この号において同じ。)」 と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。
- 4 前項の災害援護資金の貸付けに係る第8条第3項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは、「令和4年3月31日」とする。
- 5 第3項の災害援護資金の貸付けであつて保証人を立てないものに係る第11条の規定の 適用については、同条中「保証人の連署した借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の 貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「資 金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書」とする。
- 附 則(昭和58年1月20日規則第1号)
- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八王子市災害り災者救護条例施 行規則第3条及び第4条の規定は、昭和57年7月10日以降に生じた災害により負傷し 又は疾病にかかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。
- 附 則(平成元年3月31日規則第8号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成3年2月4日規則第2号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にあるこの規則による改正前の様式については、当分の間、これを 使用することができる。
- 附 則(平成14年12月27日規則第79号抄)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成24年3月8日規則第5号)
- この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
- 附 則(平成25年3月8日規則第2号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成31年3月28日規則第29号)
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則(令和2年3月30日規則第32号)
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則(令和3年5月31日規則第42号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、 所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 附 則(令和3年6月18日規則第65号)
- この規則は、公布の日から施行する。